

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 3 月 15 日(金) 号外第 2 4 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **教委規則** 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則（1）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 2

## 教育委員会規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

### 鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>7</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>8</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務）</p> <p>第4条 条例別表第1の<u>9</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>（県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務）</p> <p>第2条 条例別表第1の<u>5</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（授業料の徴収に関する事務）</p> <p>第3条 条例別表第1の<u>6</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。</p> <p>（鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務）</p> <p>第4条 条例別表第1の<u>7</u>の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p>

### 附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成31年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。